

公益財団法人 山崎香辛料振興財団

令和4年度研究助成募集要領

1 趣 旨

本財団は、数々の有用性をもつ香辛料の基礎的研究並びに関連分野に関する研究の推進を図り、我が国香辛料産業の発展ひいては国民食生活の向上に寄与することを目的として、昭和58年7月に設立されました。

令和4年度においては、これらの研究を行っている大学等の研究機関に対して助成を行い、研究の促進を図るとともに、新しい食文化の創造に貢献したいと考えています。

2 助成の対象となる研究範囲

助成の対象となる研究の範囲は、香辛料の基礎的研究並びに香辛料の原材料や応用などの関連分野に関する研究で、具体的には、次に掲げる①～⑧テーマに関する研究とします。

- ① 香辛料の成分研究
- ② 香辛料摂取による生活習慣病予防もしくは老化抑制に関する研究領域
- ③ 香辛料摂取による運動機能の維持・向上
(ロコモティブシンドローム予防等)に関する研究領域
- ④ 複数の香辛料による生理機能の相乗効果に関する研究領域
- ⑤ 香辛料の香りによる癒し効果に関する研究領域
- ⑥ 香辛料に関する栽培・育種部門、加工・応用部門の研究領域
- ⑦ 香辛料に関する社会科学分野の研究領域
- ⑧ その他、助成の趣旨に照らして必要と認められる事項に係る研究領域

3 助成の対象者

助成者の対象者は、原則として、2に掲げる研究を行う日本国内の国公立大学、公的研究機関に所属するグループ又は単独（個人）とします。

4 助成金交付要件

- (1) 助成金の交付により研究の促進が期待できるものであること。
- (2) 助成金を必要とする研究の計画と費用に合理性があること。
- (3) 財団に報告された研究の経過及びその結果については、公表できるもの

とすること。

(4) 本財団所定の交付申請書（別紙1）に基づく申請であること。

この場合、申請書には、助成を希望する研究課題、研究組織、研究計画及び研究経費等必要事項が明示されていること。

(5) 同一もしくは類似申請課題において他の機関から重複して助成を受けていないこと。（科学研究費を除く）

5 助成額

(1) 助成額は、1件当たり1年最大100万円とし、複数年継続助成の場合は2年間合計で最大200万円、3年間合計で最大300万円を基準とします。

なお、研究助成金は申請された研究計画に基づき毎年9月30日までに適切に使用して下さい。

(2) 申請者は「令和4年度助成金交付申請書」に希望助成年数を記載して下さい。

(3) 採択課題の助成年数については研究計画等を審査して、本財団が助成年数を決定します。

（複数年で申請されても単年助成になる場合があります）

(4) 複数年で助成採択された場合は、毎年5月末日に研究の進捗状況と中間報告時点までの研究成果及び今後目指す研究計画と成果を記載した報告書を提出していただき、継続助成の可否について審査を行います。

6 研究期間

助成年数により

- ・令和4年10月1日から令和5年9月30日の1年間
- ・令和4年10月1日から令和6年9月30日の2年間
- ・令和4年10月1日から令和7年9月30日の3年間

なお、研究期間が複数年で採択された場合は、中間報告書をご提出いただき、継続助成可否審査を1年毎に行います。

7 申請書の提出期限

本財団所定の申請書に必要事項を記入の上、令和4年5月13日までに財団理事長あてに提出して下さい。

8 選考及び決定通知

本財団の選考手続きを経て採用された場合には、その結果と助成金額を理事長名の文書で通知します。

なお、選考は、専門委員会で厳正に審査いたしますので、採否の理由に関するお問い合わせには回答いたしかねますことを予めご了承願います。

9 助成金の交付

助成金は、交付決定通知後、研究の実施に支障のないよう、可能な限り速やかに交付します。

10 報 告

【1年間で採択された方】

研究期間終了後原則として30日以内に次の報告書等を各1部財団に提出していただきます。

- ① 研究の経過とその結果を記載した「研究報告書」
 - ② 研究成果に対する進度とその発展性などを記載した「研究成果普及計画書」
 - ③ 助成金の収支を記載した「助成金収支報告書」
- ※②の「研究成果普及計画書」は当財団のホームページに掲載いたします。

【複数年で採択された方】

- ① 1年毎の5月末日までに研究の経過とその結果及び次の段階の研究期間における研究計画とその方法を記載した「中間研究報告書」を1部提出していただきます。
- ② 研究期間終了年度においては、研究期間終了後原則として30日以内に「応募時に1年間を選択された方」と同様の報告をしていただきます。
(5月末日での途中報告の必要はありません)
- ③ 継続助成可否審査で継続できなかった場合は、研究期間終了後原則として30日以内に「応募時に1年間を選択された方」と同様の報告をしていただきます。

11 研究成果の扱い

- (1) 当財団による研究助成の成果の論文発表等を行う場合は、当財団から研究助成を受けた旨を注記して下さい。
- (2) 学会、論文、取材等で発表される場合には、事前に当財団にご連絡下さい。
- (3) 研究成果に基づいた特許又は実用新案の出願に際して、当財団は権利を主張しません。

なお、研究報告書等の提出が理由なく大幅に遅延した場合及び申請書の内容と乖離している場合並びに不適切な会計処理等が認められた場合は、助成金の一部又は全部の返還を求めることがあります。

また、当財団が主催する研究報告会等に参加していただく場合もあります。

12 申請書提出先

申請書は、下記へご送付下さい。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 1-3-2

公益財団法人 山崎香辛料振興財団

理事長 山崎 明裕

(本件問合せ) 事務局 伊藤 満

TEL 03-6810-3600 FAX 03-3537-2126

E-mail : mitsuru_ito@sbfoods.co.jp

URL:<http://yamazakispice-promotionfdn.jp>